

平成 28 年度高圧ガス設備の耐震補強支援事業補助金
(高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援事業)
応募要領

1. 目的

この要領は、一般財団法人エンジニアリング協会（以下「ENAA」という。）が実施する、高圧ガス設備の耐震補強支援事業補助金（高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援事業）の円滑な運営を図るため、当該事業における業務方法書（ENAA2016 技術第 9-1 号）及び業務方法書細則（ENAA2016 技術第 9-2 号）に基づく補助金の交付申請などに必要な手続き等を示したものです。

2. 用語

この応募要領で使用する用語は、特に定めない限り業務方法書及び同細則において使用する用語の例によります。

3. 適用

本要領に定めがない事項は、業務方法書及び同細則によります。業務方法書及び同細則に定めのない事項は、本要領の定めを適用します。

4. 事業スキーム



5. 補助金交付の対象事業（間接補助事業の範囲）

【業務方法書第 3 条】

高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和 56 年通商産業省告示第 515 号）（以下「耐震告示」という。）が適用される耐震設計構造物（告示施行前に設置したものを含みます。）に次の耐震補強（以下「間接補助事業」という。）を行う事業者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、当該補強に必要な経費の一部を補助金として交付します。

（1）球形貯槽のブレース（筋交い）に対する耐震補強

支柱の筋交いが鋼管ブレースの球形貯槽であって、平成 26 年 1 月 1 日より前に、設置の許可を受けたもの又は耐震上軽微な変更の工事に該当しない変更工事を行ったものに対して、平成 25 年経済産業省告示第 250 号による改正後の耐震告示第 11 条及び第 16 条の基準（以下「告示第 250 号」という。）等に適合するために行うもの。

（2）重要高圧ガス設備に対する耐震補強

コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）第 2 条第 1 項第 2 2 号に規定する特定製造事業所における耐震設計構造物であって、耐震告示第 3 条で規定する重要度が Ia 又は I に該当し、平成 26 年 1 月 1 日時点の耐震告示（以下「現行耐震基準」という。）に適合していないものについて、現行耐震基準等に適合するために行うもの。

業務方法書第3条及び本要領に規定する「耐震設計構造物」とは、耐震設計設備（塔、貯槽及びそれらの支持構造物）、配管系（配管及びその支持構造物）及びそれらの基礎を指します。また同条及び本要領に規定する「耐震補強」とは、次の全部を行う場合、又はその一部を行う場合を指します。

- ①耐震補強工事に係る設計に必要な調査
- ②耐震補強工事に係る設計
- ③耐震補強工事

6. 交付の対象経費と要件及び補助率

【業務方法書第4条、同細則第3条】

業務方法書第4条に規定する交付の対象となる経費、要件及び補助率などは以下のとおりです。

(1) 球形貯槽ブレース（筋交い）に対する耐震補強

a. 対象経費

- ① 設計調査費：告示第250号^{*1}又は現行耐震基準^{*2}に適合する若しくは現行耐震基準以上^{*}の耐震性（以下「耐震性能I」という）を確保する耐震補強工事の設計を行うために必要な調査及び当該設備が耐震性能Iを確保しているか否かの照査を行う経費（騒音対策や環境影響調査など耐震化の設計に直接関係のない経費は除きます。）
- ② 設計費：耐震性能Iを確保するために行う耐震補強工事に係る設計費
- ③ 工事費（部品・機器費を含む。）：耐震性能Iを確保する耐震補強工事に係る経費。ただし、下記のものは除きます。
 - ・支柱、ブレース（筋交い）以外の補強工事。ただし支柱であっても、その基礎部（ベースプレート、シアプレート、アンカーボルトなど）の補強は含みません。
- ④ その他経費：上記①～③それぞれに直接係わる経費

なお、いずれも球形貯槽の更新を除きます。また、補助対象経費及び補助率の詳細については別表1を参照して下さい。

b. 対象要件（条件）

- ① 間接補助事業は、補助金交付決定後に開始（契約）するものを対象とします。
- ② 間接補助事業は、業務方法書第11条第2項に規定された完了期限までに完了する計画であることを要件とします。
- ③ 間接補助事業は、対象経費の①設計調査費、②設計費及び③工事費のそれぞれについて補助金申請することができます。
- ④ 耐震性能Iを確保するかどうかの評価を実施する費用は、①設計調査費に含まれます。②設計費は補強工事の実施に必要な設計を行うものを含みます。
- ⑤ なお、③工事費については、仕様書などで書き分けられる区分^{*4}での申請が可能です。ただし、補助の対象は事業完了期限までに完了した範囲となります。
- ⑥ 間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、特段の理由がある場合を除き一般の競争に付さなければなりません。ただし、対象経費①、②及び③を分けて補助金の申請をした場合であって、前もって、これらの対象経費のすべてを合算した事業で一般の競争により請負先が決定され、その後、同じ請負先にその他の事業を請け負わせるものについては、随意契約を認めるものとします。
- ⑦ 設計調査を実施した結果、耐震性能Iを確保していることなどが判明し、耐震補強工事を実施しない場合は、補助の対象とはなりません。

(2) 重要高圧ガス設備に対する耐震補強

a. 対象経費

- ① 設計調査費：現行耐震基準^{*2}に適合する又は現行耐震基準以上^{*3}の耐震性（以下「耐震性能

Ⅱ」という。)を確保する耐震補強工事の設計を行うために必要な調査及び耐震性能Ⅱを確保しているか否かの照査を行う経費(騒音対策や環境影響調査など耐震化の設計に直接関係のない経費は除きます。)

- ② 設計費：耐震性能Ⅱを確保する耐震補強工事に係る設計費
- ③ 工事費(部品・機器費を含む。)：耐震性能Ⅱを確保する耐震補強工事に係る経費
- ④ その他経費：上記①～③それぞれに直接係わる経費

なお、いずれも耐震設計構造物の更新を除きます。補助対象経費及び補助率の詳細については別表1を参照して下さい。

b. 対象要件(条件)

- ① 間接補助事業は、補助金交付決定後に開始(契約)するものを対象とします。
- ② 間接補助事業は、業務方法書第11条第2項に規定された完了期限までに完了する計画であることを要件とします。
- ③ 間接補助事業は、対象経費の①設計調査費、②設計費及び③工事費のそれぞれについて補助金申請することができます。
- ④ 耐震性能Ⅱを確保するかどうかの評価を実施する費用は、①設計調査費に含まれます。②設計費は補強工事の実施に必要な設計を行うものを含みます。
- ⑤ なお、③工事費については、仕様書などで書き分けられる区分^{※4}での申請が可能です。ただし、補助の対象は事業完了期限までに完了した範囲となります。
- ⑥ 間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、特段の理由がある場合を除き一般の競争に付さなければなりません。ただし、対象経費①、②及び③を分けて補助金の申請をした場合であって、前もって、これらの対象経費のすべてを合算した事業で一般の競争により請負先が決定され、その後、同じ請負先にその他の事業を請け負わせるものについては、随意契約を認めるものとします。
- ⑦ 設計調査を実施した結果、耐震性能Ⅱを確保していることなどが判明し、耐震補強工事を実施しない場合は、補助の対象とはなりません。

(3) 補助率及び補助上限額

補助率：1/2以内

補助上限額：必要に応じて上限額を設けるものとします。

※1 「告示第250号に適合する」とは、平成25年経済産業省告示第250号による改正後の耐震告示第11条及び第16条の基準に適合することで、本告示の範囲のみの耐震補強が対象です。

※2 「現行耐震基準に適合する」とは、平成26年1月1日時点の耐震告示(現行耐震基準)による地震力等に適合することです。

※3 「現行耐震基準以上の耐震性を確保する」とは、現行耐震基準に適合することはもちろん、より高い耐震性能を持たせるために最新の知見に基づいて想定される地震力等に適合することです。

※4 例1；工事(部品・機器製作費、据付工事など)において部品・機器製作までを申請

例2；工事(杭打ち、コンクリート打設、部品・機器製作、据付工事など)において杭打ち工事までを申請

7. 補助対象の条件

【業務方法書第5、6条、同細則第2条】

本補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、業務方法書第5条第1項、第2項及び第6条第1項の各号及び業務方法書細則第2条に該当するものでなければなりません。留意事項は以下のとおりです。

- ① 対象経費の①設計調査費及び②設計費のみを申請し③工事費を申請しない場合、将来の補強工事の実施を前提したものでなければ、対象外となります。「事業の実施予定工程表」には

補強工事の実施時期を明記して下さい。ただし、「工事」の開始が本事業完了後1ヶ年を超えるような場合には、その事由についての事由書を提出していただき、その内容を審査します。

- ② 間接補助事業者自身が部材等の調達先、工事請負先等となる場合は、間接補助事業の利益等排除の対象となります。この場合、業務方法書細則第2条の規定に従って間接補助事業を実施する必要があります。

間接補助事業者のグループ会社が事業の一部を委託されて行う場合は、その委託契約書及び業務フローなどによって、業務委託の範囲、要領、責任範囲などの説明ができるようにしておく必要があります。

- ③ 耐震補強工事の請負先等は業務の全部もしくはその主たる部分を一括して第三者に請け負わせることもしくは委託することはできません。ただし、事前にE N A Aの書面による承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ④ 間接補助事業者が本来行うべき業務を耐震補強工事の請負先等が代行した場合は、その費用は補助の対象とはなりません。

8. 補助金申請の公募

【業務方法書第5条、同細則第4条】

(1) 公募期間

平成28年5月17日(火)～平成28年6月10日(金)

ただし、補助金申請の総額が予算に満たない場合は追加の公募を行う場合があります。

(2) 申請書類

【業務方法書第5条、同細則第5条】

申請者は、公募期間中に、補助金交付申請書(様式第1)に従い、別表2に示します添付書類を添付して提出して下さい。

留意事項を下記に示します。

- ① 申請書類は、様式第1の補助金交付申請書と別紙1から始まる添付書類から構成されています。様式第1については、記入例、記入要領に従い、作成して下さい。補助金交付申請書の「記」に記載されている1.～7.までの事項、及び(注1)に記載の1.～7.までの事項が必要となります。また、必要に応じて、「事業報告書」「決算報告書」などの書類を添付して下さい。
- ② 別表2に示します①の「実施計画書」には(別紙1)の他に「周辺の地図」「事業の実施体制表」「事業の実施予定工程表」が含まれます。
- ③ 別表2に示します②～⑥までの書類を「②～⑥について」の内容等欄に従って提出して下さい。「球形貯槽のブレースに対する補強」「重要高圧ガス設備に対する耐震補強」ともに補助金申請区分に応じて提出書類が異なりますので、ご注意下さい。
- ④ 添付書類⑦の事業費積算書は、(別紙2)「事業費積算書(補助事業に要する経費及び補助対象経費の区分毎の内訳表)」に明細を記入して下さい。また、費用の根拠を示すものとして3者以上の請負先等の見積書を提出して下さい。この見積書及び別表2に示します見積比較表、見積検討書により補助金交付申請額の妥当性を判断します。3者以上の見積書の提出が困難な場合は、その理由書を提出するとともにその費用の妥当性を判断するための資料を提出して下さい。
- ⑤ 添付書類⑧の各種理由書等は、上記の3者以上の見積書の提出が困難な場合(3社見積不可の理由書)、間接補助事業実施時の契約等において、一般の競争による入札契約が困難で随意契約によるしか方法がない場合(請負先選定理由書)にはその理由書を提出して下さい。また、グループ会社等に事業の一部を委託する場合には、その委託契約書及び業務フローなどの説明資料を提出して下さい。
- ⑥ 添付書類のファイリング順序は別表2に記載の順序として下さい。提出書類には目次及びイ

ンデックスなどを付けて見やすいように配慮して下さい。ファイルにはパイプ式ファイルの使用を推奨します。

(3) 申請方法

事業所毎に「球形貯槽のブレースに対する耐震補強」又は「重要高圧ガス設備に対する耐震補強」のいずれの申請であるかを明確にして申請して下さい。一つの事業所で、「球形貯槽のブレースに対する耐震補強」と「重要高圧ガス設備に対する耐震補強」の両方を申請する場合は、補助金交付申請書（様式第1）は2枚（別の申請）となります。

申請においては、6. 項に示す対象経費の①、②及び③のそれぞれについて補助金申請することが可能です。この場合、①、②及び③の対象経費の申請範囲が同じものについて、別紙1の「実施計画書（「(1) 事業者の概要」及び「(2) 対象設備の概要」）」を作成して下さい。

申請が複数基の耐震補強である場合には、別紙1の「(1) 事業者の概要」において基数を記載するとともに、別紙1の「(2) 対象設備の概要」を各基毎に作成して下さい。また、「(2) 対象設備の概要」の記載内容が全く同じ場合には、1枚に複数の設備をまとめて申請することも可能です。

(4) 申請の条件

申請は次の各号の全てに該当するものでなければなりません。

- ① 申請者は当該申請に係る耐震設計構造物の所有者又は使用者であること。
- ② 国の他の補助金と重複した申請ではないこと。
- ③ 補助対象経費の支払いが手形によるものではないこと。
- ④ 消費税等仕入控除税額を減額して交付申請をして下さい。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。
- ⑤ その他必要に応じて条件を付す場合があります。

(5) 申請に当たっての留意事項

- ① 申請者は、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から実施計画をよく吟味した上で申請して下さい。申請に当たっては、実施する耐震補強の方針等について事前に十分な検討を行い、「耐震補強の方針」及び「耐震補強の検討状況」を別紙1に記載して下さい。間接補助事業がその方針及び検討結果に従って、確実に実施されることを確認した上で申請を行って下さい。
- ② 提出された申請書類等は当該間接補助事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、申請書類等は返却しませんので、申請者は必ずコピーを保管しておいて下さい。
- ③ 申請書類等の作成費は、補助対象外となります。
- ④ 官庁申請書類等の作成費等は、補助対象外となります。
- ⑤ 申請書類提出後に代表者、住所等申請内容に変更があった場合には、申請者はE N A Aに変更届出書（様式第14）を提出して下さい。

9. 事業の実施スケジュール

(1) 事業開始日

【業務方法書細則第8条】

事業開始日はE N A Aの交付決定日以降となります。

(2) 事業完了日

【業務方法書細則第8条】

間接補助事業者による間接補助事業に係る全ての支払が完了した日を事業完了日とします。事業完了期限までに全ての支払いを完了して下さい。

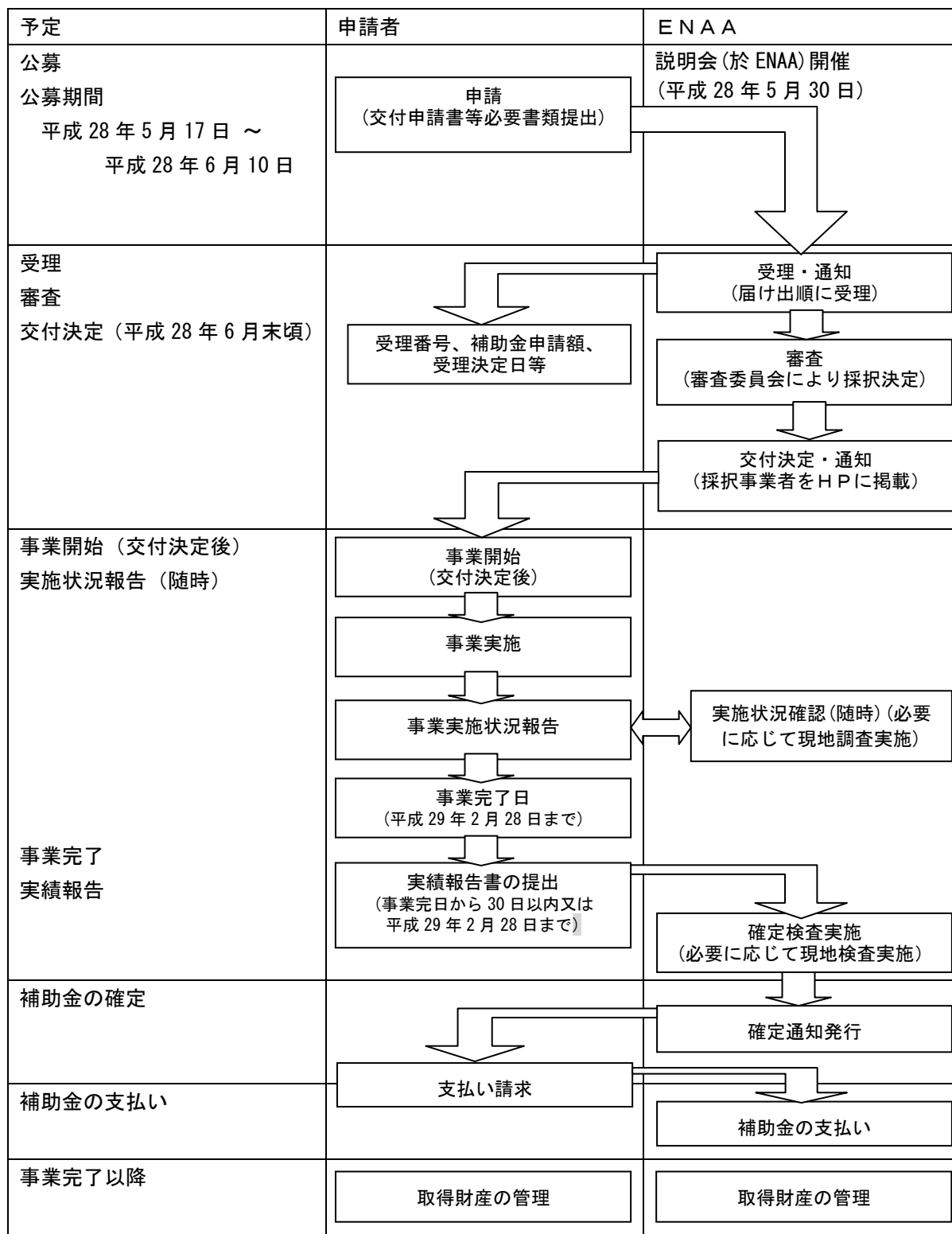
事業完了期限は厳守して下さい。遅延の場合、補助対象とならない場合があります。

(3) 実績報告書の提出日

【業務方法書第17条、業務方法書細則第10条】

事業完了の日から30日以内又は事業完了期限のいずれか早い日までに提出して下さい。

(4) 全体スケジュール



10. 補助金交付の決定

(1) 申請の受理

【業務方法書細則第6条】

申請は公募の期間中にE N A Aに到着したものを受付けます。E N A Aは、補助金の申請を受け付けた後、提出された申請書類等に申請者の原因による不備などがない場合には、申請書類到着日を起算日として、原則としてE N A Aの定める休日を除く14日以内に受理決定をし、受理通知書（様式第1細）により受理番号、補助金申請額、受理決定日などを通知します。

なお、E N A Aは、申請書類等に不備などがあつた場合には、その旨の連絡を行い、指定した期限までには是正が行われぬあるいは是正されたものが届かない場合には、受理を行いません。また、E N A Aは、受理に当たって条件を付すことがあります。この条件に従わない場合には受理を取消すことがあります。

(2) 審査・交付決定

【業務方法書細則第7条】

1) 審査

E N A Aは、申請書類を受理後、業務方法書細則第7条に規定する選定基準の他、以下の項目について審査し、必要に応じて現地調査等（申請者へのヒアリングを含む。）を行います。さらにE N A A内に設置した学識経験者を含む関係者で構成される審査委員会での審査結果を踏まえ、事業を実施する間接補助事業者を採択します。

a. 審査の優先順位（優先順位が高いものより記載）

- ① 申請範囲において、対象経費の「③工事費」のみを申請するものを最優先とし、以下「③工事費」までを申請するもの、「②設計費」まで申請するもの、「①設計調査費」のみを申請するものの順
- ② 申請の種別において、「球形貯槽のブレース（筋交い）に対する耐震補強」、「重要高圧ガス設備に対する耐震補強」の順
- ③ 「重要高圧ガス設備に対する耐震補強」にあつては、補強の対象が上部工（本体補強工事）、下部工（基礎補強工事）の順
- ④ 上記、上、下部工においては、当該設備の種類がそれぞれ貯槽、塔、配管の順
- ⑤ 当該設備が該当する「高圧ガス設備等耐震設計基準（耐震告示）第3条」における重要度の高い順
- ⑥ 災害発生の危険度（貯蔵物質の危険性、貯蔵量、保安物件までの距離、特定製造事業所の規模などから総合的に判断します。）

b. 審査項目

- ① 間接補助事業の内容が、業務方法書、業務方法書細則及び本要領の要件を満たしていること。
- ② 間接補助事業者が、事業実施に関して、的確な組織、人員、必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な調達・管理能力を有していること。
- ③ 間接補助事業の工事内容が十分に検討されていること（本事業の目的、最新の耐震設計基準に適合していること。耐震補強の方針が明確で適切なこと。）。
- ④ 間接補助事業の計画（工事内容、計画、工程など）が適切であり、事業の確実性、継続性が十分と評価できること。
- ⑤ 間接補助事業の要する経費（設計調査費、設計費、部品・機器費、工事費、その他経費）が適切に算定され、その費用の妥当性が判断できること。
- ⑥ 間接補助事業の補助金対象と対象外の範囲を明確にすること。

2) 交付の決定

【業務方法書第8、9条、同細則第7条】

E N A Aは、審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知します。また交付決定後、採択分については、間接補助事業者名等をE N A AのHPにて公開します。

なお、交付決定日とは、交付決定通知書の発行日とします。

留意事項は以下に示すとおりです。

- ① E N A A は、交付決定に際して、業務方法書第 8 条及び第 9 条により、条件を付すことがあります。この条件に従わない場合には交付決定を取消すことがあります。
- ② 交付決定後、申請者の都合で申請を取り下げる場合は、交付決定通知を受けた日から 10 日以内に交付申請取り下げ届出書（様式第 3）を提出して下さい。
- ③ 「交付決定」は、提出された申請書類等に記載の計画に従って、間接補助事業を実施することを認めるものであって、補助金額の確定、補助金の支払を決定するものではありません。

1 1. 補助金の交付申請

(1) 申請方法

高圧ガス設備耐震補強支援事業補助金（高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援事業）業務方法書、同細則、実施要領及び本要領に従い、申請書類を作成の上、E N A A 宛に提出して下さい。

(2) 提出と締切

申請書類等は、郵送・宅配便などにより提出して下さい。提出部数は、1 部です。

提出締切は、平成 28 年 6 月 10 日（金） 17 : 00 必着

(3) 提出及び問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目 18 番 19 号

虎ノ門マリビル 10 階

一般財団法人 エンジニアリング協会

高圧ガス設備耐震補強支援室宛

Tel : 03-5405-7202（直通） Fax : 03-5405-8201

E-メール : Taishinshien@enaa.or.jp

提出時は必ず封書に「高圧ガス設備の耐震補強支援事業補助金（高圧エネルギーガス設備の耐震補強支援事業）交付申請書在中」と記入して下さい。

別表 1

(1) 補助対象経費と補助率

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。なお、事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること。

補助対象経費	補助率
1. 設計調査費 間接補助事業実施に必要な各種調査に要する経費	1 / 2 以内
2. 設計費 間接補助事業の実施に必要な各種設計に要する経費	1 / 2 以内
3. 部品・機器費 間接補助事業の実施に必要な部品・機器等に要する費用	1 / 2 以内
4. 工事費 間接補助事業の実施に必要な現地工事に関する費用	1 / 2 以内
5. その他経費 間接補助事業の実施に直接必要な経費	1 / 2 以内

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、間接補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がある。）
- ・その他事業に関係ない経費

別表 2

書類名	内容等	様式	
補助金申請書	内容を記入の上、代表者の登録印を押印のこと。	様式第 1	
添 付 書 類	①実施計画書 (1) 事業者の概要	(別紙 1) に よる	
	(2) 対象設備の概要 ・対象設備名 ・設備の種類 ・貯蔵物質 ・所有者、使用者 ・保安物件までの距離等 ・耐震補強の方針 ・耐震補強を必要とする理由 ・耐震補強の検討状況 ・耐震補強の概要 ・その他		事業者及び対象設備の概要等を示す。 ・会社の概要 ・事業所の概要 ・間接補助事業の種別 ・調達計画（自社製品の有無） ・担当者連絡先等 対象設備の概要を示す。 ・(例) △△製造設備の○○燃料貯蔵設備。 ・(例) 球形貯槽、 貯蔵物質の種類（可燃物・毒性等）、貯蔵量、用途、 特定製造事業所の規模（保安物件までの距離等、重要度など）。 ・(例) 平成 25 年経済産業省告示第 250 号による改正後の耐震告示のみに対応する。(例) 現行の耐震基準に対応する。(例) 最新の知見に基づく巨大地震に対応する。(例) 液位低下等のリスク低減策により対応する。など ・(例) 建設年代が古く、現行耐震基準に対応していないため。など ・(例) これまでに現行耐震基準への適合性の照査及び液位低下によるリスク低減策等を検討した上で、補強方法に関するケーススタディを実施し、最適な補強方法を決定した。内容はリスク低減策だけでは不十分な箇所のみ の補強を実施することとした。本内容は行政とも協議した結果である。など ・(例) ブレース（筋交い）の補強、アンカーボルトの補強、ペDESTAL、連結梁の補強。など ・補修履歴（製造年月）、耐震設計手法。
	(3) 事業の実施体制表		補強工事を実施する場合に添付する。 ・本社、事業所、関係会社など、本事業の実施体制を示す。
	(4) 補強工事地周辺の地図		・補強工事の実施場所が把握できる構内及び周辺地図（隣接設備等）を添付。
	(5) 事業の実施予定工程表 ・事由書		・設計調査工程、設計工程、調達・工事工程を明記した全体予定工程表。 ・「設計調査」、「設計」のみの申請の場合で「工事」の開始が 1 年を超える場合に事由書を添付。
②設計調査計画書 ・対象設備 ・対象部位（上部工、下部工） ・各種調査の手法 ・調査の実施計画等 ・耐震性能の確認手法、実施計画等	設計調査（耐震設計に必要な各種調査、現有の耐震性能の確認）の計画を示す。 ・各対象部位の図面・検査記録による確認等。図面・検査記録のない場合は、対象部位の現地計測等。 ・地盤種別を決定するためのボーリング調査等。 ・現地における補強工事の施工方法の確認。 ・上記調査の実施計画（どのように実施するか（仮設、重機、計測機器など））を示す。 ・高圧ガス認定プログラム SEISMIT-○○、KHK 耐震設計指針、FEM 解析などによる耐震性能の確認手法、実施計画を示す。		

<ul style="list-style-type: none"> 既に実施している場合は「設計調査報告書」を添付。 		
<p>③耐震設計計算計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備 対象部位（上部工、下部工） 耐震設計の手法、実施計画 <ul style="list-style-type: none"> 既に実施している場合は「耐震設計計算書」を添付。 	<p>耐震設計（採用した耐震補強により、対象設備が現行基準等に適合していることを示す。）の実施計画を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧ガス認定プログラム SEISMIT-〇〇もしくは KHK 耐震設計指針（手計算）、FEM 解析などを使用した上部工の耐震設計及びそのデータを使用した下部工の耐震設計等。 	
<p>④補強計画図</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備 対象部位（上部工、下部工） 補強計画 <ul style="list-style-type: none"> 「補強(施工)図面」が既に作成されている場合は添付する。 	<p>申請範囲に関する補強工事の概要を図面にて示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存設備図面における補強範囲及び補強の概要（追加、新設及び撤去のある場合はそれも含む。）を明記する。補強対象部位は赤で明記する。 「工事」のみを申請する場合で、既に詳細な補強(施工)図面が作成されている場合には添付する。 	
<p>⑤補強工事の実施計画書</p>	<p>「工事」を申請する場合に補強工事の実施方法（計画）を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮設、重機、撤去（電計機器含む）、補強部材・追加新設、取り付け、復旧（電計機器含む）、溶接、検査、耐圧・気密（必要な場合）、パージ（必要な場合）、断熱、塗装、仮設解体などを計画。 	
<p>⑥補強工事の工程表</p>	<p>「工事」を申請する場合に補強工事等の予定工程を暦日にて示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記計画書の各項目について記入した予定工程表。 	
<p>②～⑥について</p>	<p>球形貯槽ブレース（筋交い）に対する耐震補強、重要高圧ガス設備に対する耐震補強ともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「設計調査費」を申請する場合 提出；② 「設計費」を申請する場合 提出；③、④ 但し、②を既に実施している場合は、その結果を「報告書」として提出。 「工事費」を申請する場合 提出；⑤、⑥ 但し、②、③、④を既に実施している場合は、その結果を「報告書」、「計算書」、「補強(施工)図面」として提出。 複数の経費区分を申請する場合は、上記の組合せによる。 	
<p>⑦事業費積算書</p> <ul style="list-style-type: none"> 見積書 見積仕様書 見積比較表・見積検討書 費用の妥当性を示す資料 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の補助対象経費の区分(下記)毎に内訳明細を記入のこと（記入例参照）。 <ul style="list-style-type: none"> 設計調査費 設計費 部品・機器費 工事費 その他経費 一般の競争に付したことを示す資料（3者以上の請負先等の見積書、見積徴収の際に用いた見積仕様書、各見積を横並びにした見積比較表及び請負先採用に至った根拠を示す見積検討書）を添付すること。 3者以上の見積書の提出が困難な場合（随意契約が見込 	<p>（別紙2）による</p>

	まれる場合を含む。)は、その費用の妥当性を判断するための資料(申請者が妥当性の判断をした根拠を示す資料)を添付すること。 ・業務方法細則第2条に該当するものがあれば、同条に従い資料を添付すること。	
⑧各種理由書等 ・3者見積不可の理由書 ・請負先選定理由書(随意契約) ・委託契約書及び業務フローなど	・3者以上の見積書の提出が困難な場合は、その理由書を添付すること。 ・事業実施時に随意契約が見込まれる場合に提出する。 ・グループ会社等に事業の一部を委託する場合、業務委託の範囲、要領、責任範囲などの説明資料を添付すること。	
⑨購買システム等説明書	「購買・会計規程」、「購買フローチャート」など	
⑩法人の場合:登記簿謄本、 現在事項全部証明書又は履 歴事項全部証明書(発行か ら3ヶ月以内のもの、写し) 個人事業者の場合:直近の 確定申告書B又は、開設証 明の写し		
⑪財務諸表	直近3ヶ年分	
⑫その他		

注記

1. 添付書類の様式は特に定めない。
2. 提出書類には目次及びインデックスを付けて見やすいようにすること。
3. 添付書類のファイリング順序は別表2の①から⑫までの順とすること。

(別紙1)

実施計画書

(1) 事業者の概要

項 目		記 入 欄				
1	会 社 名					
2	代 表 者 名					
3	住 所					
4	設 立 年 月 日					
5	資 本 金					
6	主 要 株 主 及び持株比率 (%)	①	(%)	④	(%)	
		②	(%)	⑤	(%)	
		③	(%)	⑥	(%)	
7	財 務 緒 表	前々々年	売 上 高	百万円	経常利益	百万円
		前々年	売 上 高	百万円	経常利益	百万円
		前年	売 上 高	百万円	経常利益	百万円
8	コ ン ビ 則 第 2 条 第 22 号 の 適 用 の 有 無	有		無		
9	対 象 事 業 所 (設 備 所 在 地)					
10	間 接 補 助 事 業 の 種 別 (※)	(1) 球形貯槽のブレースに対する耐震補強 の範囲 (①、 ②、 ③) (2) 重要高圧ガス設備に対する耐震補強 の範囲 (①、 ②、 ③)			基分	
11	補 強 工 事 に 自 社 製 品 の 調 達 等 の 有 無	有		無		
12	担 当 者 連 絡 先 (本 申 請 書 の 内 容 に つ い て の 問 合 せ に 答 え ら れ る 人)	住 所				
		部 署 名 及 び 役 職				
		責 任 者 名				
		電 話 番 号				
		F A X 番 号				
	E - m a i l					

(※) 間接補助事業の種別 (1) 又は (2) に○をつけ、申請する耐震補強の範囲①～③に○をつけること。(応募要領の5. 補助金交付の対象事業 (間接補助事業の範囲) を参照)

(2) 対象設備の概要

(No.)

対象設備名				基数(※2)	基
設備の種類(※1)					
貯蔵物質	種類		可燃性又は毒性の種別		
	貯蔵量	ton	用途		
所有者					
使用者					
保安物件までの保安距離等 (保安距離を記載した構内地図を添付のこと。)					
重要度	I _a	I	II	III	
耐震補強の方針 (どのように行うつもりか。)					
耐震補強を必要とする理由					
耐震補強の検討状況 (どこまで検討しているか。)					
耐震補強の概要 (補強部位も明記のこと。)					
建設年及び補修履歴 (※3)					
耐震設計手法	大臣認定 SEISMIT-〇〇	KHK 耐震設計指針	その他 ()		

(※1) 設備の種類については、球形貯槽、塔槽類(縦置)、塔槽類(横置)、塔槽類+架構、配管+架構、基礎等別に記載のこと。

(※2) 記載内容が同じものについて複数のものを申請する場合には基数を明記のこと。

(※3) 補修履歴がある場合には記載のこと。

(別紙2)

事業費積算書(補助事業に要する経費及び補助対象経費の区分毎の内訳表)

(単位:円)

補助対象経費の区分毎の内訳	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金 充当額※1	自己資金 充当額※2
1. 設計調査費			1 / 2 以内	—	—
小 計					
2. 設計費			1 / 2 以内	—	—
小 計					
3. 部品・機器費			1 / 2 以内	—	—
小 計					
4. 工事費			1 / 2 以内	—	—
小 計					
5. その他経費			1 / 2 以内	—	—
小 計					
合 計					

※1: 補助金充当額とは、補助対象経費に補助率を乗じたもので、補助対象経費の区分毎に算出する。なお、補助金充当額は千円未満切り捨てとする。

※2: 自己資金充当額とは、補助事業に要する経費から補助金充当額を差し引いたもので、自己資金等により賄われるものである。